

地域福祉の推進役として 積極的な活動を展開する

平成十九年度予算、事業計画などを審議する鹿児島県社会福祉協議会の理事会が三月二十二日、評議会が三月二十六日開催され、本年度の事業方針と基本目標等が次のとおり決定されました。

事業方針

今日、国・地方を通じた行政改革・地方分権改革が進展する中、改正介護保険法や障害者自立支援法が施行され、高齢者介護や障害者の自立生活支援のあり様が大きく変化してきています。一方、市町村合併による地域の広域化が及ぼす情勢変化により、福祉サービスの基盤や

仕組みを早急に整備する必要があります。

また昨今「地域の崩壊」といわれるように、地域での人間関係が希薄化してきており、孤独死や虐待問題など社会全体で解決していかなければならない問題も顕在化してきています。こうした様々な課題に対処するため、地域福祉の中核的推進組織

基本目標

- 1 地域福祉活動の推進
- 2 制度改正等対応市町村協会の支援
- 3 障害福祉相談体制整備特別支援事業の推進
- 4 ボランティア活動の促進
- 5 福祉相談活動の推進
- 6 社会福祉施設・団体の活動促進
- 7 福祉サービスの利用支援及び苦情解決の推進
- 8 介護サービス情報の公表事業の推進
- 9 福祉人材の養成・確保
- 10 介護実習・普及センターの運営
- 11 生活福祉資金貸付制度の活性化
- 12 すこやか長寿社会運動の推進及びふれあいプラザなのはな館の運営

である社協に対し、その果たす役割に大きな期待が寄せられております。

誰もが生まれ育った地域の中で助け合い、その人らしく安心して暮らしていけるような、多様で柔軟な福祉サービスがいま求められています。

このような地域における多様な福祉サービス需要に的確に 대응するために、本会としては、平成十九年度の基本目標を次のとおり定め、積極的な活動を展開します。

また、障害のある方々が住み慣れた地域で安心して生活できるように、障害福祉相談支援体制の充実強化に関する事業に新たに取り組みをしております。さらに時宜に応じた福祉情報の提供や制度改革の内容・動向等についての研修等を実施するなど、各地域における社会福祉活動の取り組みを支援してまいります。

事業実施計画（抜粋）

◎広報活動等の推進
保健福祉についての県民の関心と理解を深めるために広報紙を発行する。また、保健・福祉

情報「すこやかネット」と本会ホームページを通して、県内外の各種情報を提供する。

・ 広報紙「ふくしのひろば」の発行
・ 保健福祉関係資料の収集・提供・管理
・ 県社会福祉協議会会長表彰事業の実施

◎地域福祉活動の推進

地域福祉の総合的な推進を図るため、地域福祉に関する市町村協会の事業の取り組みの支援、民間社会事業者等の地域福祉活動への参画など、共生・協働による福祉コミュニティづくりを促進するための事業を実施する。



・ 地域福祉推進支援事業
・ 福祉コミュニティづくり事業
・ 民間福祉サービス提供促進事業

◎制度改正等対応市町村協会の支援

関係法令の改正や新たなサービスの開始など、地域・在宅福祉サービスについて、市町村福祉サービスについて、市町村福祉を取り巻く状況が大きく変わること、また、こうした変化により市町村福祉協会の経営に大きな影響を受けることが見込まれる。

◎障害福祉相談体制整備特別支援事業【新規】

障害のある方々が住み慣れた地域で安心して生活するために、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要である。早急に地域における相談支援体制を整備・確立するため障害福祉相談体制整備特別支援事業に取り組み。

・ 相談・支援体制の充実強化
・ 県障害者自立支援協議会（仮称）の内容等の検討

◎ボランティア活動の促進

県内におけるボランティア活動の推進を図るため、情報の収集及び提供を通じた市町村ボランティアセンターへの支援を行うほか、要援助者やホームレス等、社会的援護が必要な人々への支援など、今日的な課題の解決を図るため、先駆的・試行的

的取組みや多様なボランティア活動者の養成、福祉教育にかかわる各種事業の実施を通じて、ボランティア活動に参加しやすくするための体制の整備を積極的に推進する。

・ ボランティア活動実践促進事業
・ 福祉教育推進事業
◎福祉相談活動の推進
鹿児島県シルバー10番を設け、高齢者および家族等の抱える福祉・保健・医療等に係る各種心配ごと、悩みごとに対する相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援することにより、福祉の増進を図る。

・ 相談センターにおける福祉相談業務の推進
・ 福祉機器展示相談センターの運営
・ 相談関係機関との連携及び相談体制の支援
◎福祉サービスの利用支援及び苦情解決の推進
福祉サービス利用者の利便を図るため、福祉サービスの利用支援及び福祉サービスの苦情解決を推進する。

・ 福祉サービス利用支援事業の推進
・ 福祉サービス苦情解決事業の推進

◎介護サービス情報の公表事業の推進
介護保険の利用者が、より良いサービスを選択するために必要な介護サービス情報をインターネット等で提供する仕組みとして、平成十八年度から「介護サービス情報の公表」が導入された。

本会では、事業所情報を公表する機関である「指定情報公表センター」として県から指定を受けており、業務体制の整備を図るとともに、制度の推進に取り組む。

◎福祉人材の養成・確保
社会福祉を目的とする事業に従事しようとする者の養成及び研修を目的に、県民への社会福祉事業についての理解を図るための講座並びに啓発広報、福祉人材無料職業紹介事業、就職面談会等を開催し、福祉人材の養成・確保に努めるとともに、社会福祉事業従事者の現任訓練・研修事業等を行い、福祉サービスの質の確保及び従事者の資質の向上を図る。

・ 社会福祉事業に従事しようとする者に対する養成等
・ 福祉人材無料職業紹介事業
・ 社会福祉事業従事者確保に関



◎生活福祉資金、離職者支援資金等貸付事業の推進
低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、失業者世帯の経済及び生活の安定を図るため、生活福祉資金、長期生活支援資金及び離職者支援資金の積極的な活用を促し、償還困難な借受世帯に対する援助活動、長期滞納者に対する償還指導の徹底を図るとともに、債権管理の強化に努める。また、新たに国の施策として創設された「要保護世帯向け長期生活支援資金」の貸付に、県行政や保護実施機関の全面協力のもとに適切に対応する。

・ 生活福祉資金、長期生活支援資金、離職者支援資金の貸付
・ 債権管理の強化
◎すこやか長寿社会づくり運動の推進及び「ふれあいプラザなのはな館」の運営
すこやかで心豊かな長寿社会づくりには、高齢者層指導者の養成、生きがいづくりの実践活動を促進する。また、すこやか長寿社会運動の定着・発展を図るため、高齢者があらゆる世代との交流や文化・スポーツ活動等を行うことができる中核施設として整備された「ふれあいプラザ なのはな館」（県の公の施設）について、指定管理者として管理運営を代行し、高齢者の生きがいづくり、ふれあいづくり、健康づくりを促進する。

組織図

総務部
県社会福祉協議会が円滑に運営するよう総合的な連絡調整を行っています。

地域福祉部
市町村社会福祉協議会等の福祉団体への支援や連絡調整、地域福祉活動の開発・普及を行っています。

民生部
低所得世帯等の世帯に対する資金の貸付けや民生委員・児童委員活動支援を行っています。

施設福祉部
社会福祉施設及び各種別協議会との連絡調整、支援並びに福祉施設の経営相談業務等を行っています。

ボランティアセンター
ボランティア活動や、地域福祉活動に住民参加しやすくするための体制整備を行っています。

福祉人材・研修センター
社会福祉業務に従事する職員の養成、確保や各種研修を行っています。

利用支援センター
福祉サービス利用など日常生活にかかる支援、福祉情報の提供、介護サービス情報の公表等を行っています。

長寿社会推進センター
すこやかで心豊かな長寿社会づくりを県民運動として展開しています。

管理部
本県地域福祉活動の拠点である「社会福祉センター」の管理運営を行っています。

ふれあいプラザ なのはな館
すこやか長寿社会運動の定着、発展を図るための中核施設として、県内外の高齢者の方々の活躍や幅広い世代の交流を支援しています。

介護実習・普及センター
介護に関する総合的な啓発普及を行ないます。福祉用具・モデルハウスの展示により福祉用具の普及、住宅改修等の相談等を行ないます。

運営適正化委員会 **事務局**

運営監視委員会
福祉サービス利用支援事業の適正な運営の確保を図ります。

苦情解決委員会
福祉サービスに関する利用者からの苦情の適切な解決を図ります。